

第74回国民体育大会下妻市広報記録実施要項

1 目的

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）への関心や参加意欲を高めるために行う、効果的な広報及び大会開催の成果を永く留めるために実施する記録業務について、必要な事項を定める。

2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、広報・記録業務を実施する。

3 広報

各種媒体を利用した広報活動として、以下のとおり実施する。

(1) 印刷物等による広報

ア 印刷物の作成・配布

県が作成する印刷物との調整を図りながら、ポスター、パンフレット等必要な印刷物を効率的に作成し、配布する。

イ 啓発用物品の作成・配布

啓発用物品を作成し、各種イベント等において配布する。

ウ 広報紙等の活用

市が発行する広報紙へのPR記事掲載を積極的に行う。また、関係団体等が発行する刊行物に、掲載への協力を依頼していく。

(2) マスコミによる広報

ア マスメディアの活用

新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関との緊密な連携を図り、積極的な情報の提供を行う。

(3) 工作物や各種イベント等による広報

ア 工作物の製作・設置

広告看板、横断幕等を作成し、効果的な場所に設置を行う。

イ 各種イベント等への参画

各種イベントや市主催事業への参加等、あらゆる機会に随時効果的な広報活動を展開する。

(4) ニューメディアによる広報

ア 情報通信媒体の活用

インターネット、ホームページ、SNS等を積極的に活用し、即時的・広域的な情報の提供を行う。

(5) PRブースによる広報

ア 観光案内

観光案内所、市役所庁舎内、宿泊施設及び競技会場の案内所等において、下妻市の観光マップ・パンフレットの配布を行う。

4 記録

大会及び大会関係諸行事の様子等を記録・保存する。

(1) 記録

市広報担当職員等により、写真・ビデオ等の記録撮影を行う。

(2) 保存

撮影済みデータを整理し、市教育委員会が保管する。

5 報告書

(1) 作成方法

大会の準備経過及び開催結果等を記録保存するため、大会報告書を作成する。

(2) 配布

配布先は、実行委員会関係団体及びその他必要な範囲とする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、広報記録の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

付則

この要項は、平成29年5月16日から施行する。